

木造住宅の「耐震診断」及び「耐震改修」補助金交付制度のご案内

耐震診断 補助の概要

坂戸市

1 補助対象建築物

市内に存する木造建築物で、次に掲げる要件に該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、その用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 地階を除く階数が2以下のもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないこと

2 補助対象者

次に掲げる条件を満たしている方に限ります。

- (1) 補助対象建築物を所有し、かつ、過年度の市税を滞納していない方
- (2) 補助金交付申請前に耐震診断に着手していないこと
- (3) 補助対象となる耐震診断が、当該年度内に完了することができること

3 耐震診断を行う者

建築士事務所に所属している建築士

4 補助対象となる耐震診断

財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」又はこれと同等の耐震診断方法に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価したもの

5 補助金の額

補助対象建築物1戸につき耐震診断に要した費用とし、13万円を限度とします。（千円未満の端数切り捨て）

6 申請方法 （必ず耐震診断を実施する前に申請を行ってください。）

「坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付申請書」に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (3) 耐震診断を行う建築士事務所の事務所登録通知書の写し及び建築士の建築士免許証の写し
- (4) 委任状

7 耐震診断完了の報告

「坂戸市既存木造住宅耐震診断完了報告書」に次の書類を添えて、耐震診断が完了した日から1ヶ月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) 委任状

8 補助金の請求

補助金確定の通知を受けた方は、「坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付請求書」を提出してください。

手続きの流れ (診断)

耐震診断補助金
交付申請書を提
出してください。

坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付申請書に必要な書類を添付のうえ、耐震診断を実施する前に住宅政策課建築指導係へ提出してください。

添付書類

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (3) 耐震診断を行う建築士事務所の事務所登録通知書の写し及び建築士の建築士免許証の写し
- (4) 委任状

耐震診断補助金
交付・不交付決
定通知書により
お知らせいたし
ます。

申請の内容等について必要な調査等を行い、補助金交付の可否を決定し、坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付・不交付決定通知書により申請者にお知らせします。

耐震診断

耐震診断補助金交付決定通知書を受け取られた後に、耐震診断に着手してください。

※ 耐震診断を中止等される場合は、速やかに住宅政策課建築指導係までご連絡ください。

耐震診断完了報
告書を提出して
ください。

坂戸市既存木造住宅耐震診断完了報告書に必要な書類を添付のうえ、耐震診断完了後1ヶ月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、住宅政策課建築指導係へ提出してください。

添付書類

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) 委任状

耐震診断補助金
確定通知書によ
りお知らせいた
します。

完了報告書の審査（必要に応じて現地調査を実施）を行い、補助金の額を確定し、坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金確定通知書により補助対象者へお知らせいたします。

耐震診断補助金
交付請求書を提
出してください。

耐震診断補助金確定の通知を受けた後、坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付請求書により補助金を請求してください。

補助金の交付

※ 補助金交付後、補助金の交付に関し不正等が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。